

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 南山開発
沖縄県那覇市小禄1-12-29

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 8 年 8 月 7 日～令和 8 年 12 月 6 日（4ヵ月）

九州区域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

沖縄区域（沖縄県）

3 指名停止理由

株式会社南山開発は、令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行ったことが、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年3月24日、沖縄県知事から同法第28条第3項の規定に基づく監督処分（営業停止30日間）を受けた。
このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
（建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内